



禰屋町子さんは無実です。検察の起訴は不当です。

弁護団申請の証人・証拠を十分に調べ、無罪判決を出すことを求める署名

岡山地方裁判所第1刑事部 裁判長・倉成章 殿

【要請の趣旨】

倉敷民主商工会事務局員の禰屋町子さんは、2014年、法人税法違反（脱税）ほう助と税理士法違反で起訴されました。無実を訴えた禰屋さんは428日間も身柄を拘束されました。

当時民商会員だった建設会社の脱税の事実はありません。従って禰屋さんが手助けしたとの事実もありません。

禰屋さんは民商会員の確定申告にあたって会計処理をただけで、税理士法違反ではありません。

一審・岡山地裁は有罪としましたが、二審・広島高裁岡山支部は有罪の理由となった証拠は違法であるとして、有罪判決を破棄し審理を地裁に差し戻しました。

起訴されてから8年以上が、差し戻し判決から4年以上が経っても裁判が開かれませんでした。これは、立証責任を負う検察が、証拠の整理や十分な立証計画の作成ができずに遅れたものです。このこと自体、起訴が不当であったことを示すものです。裁判所は、不当な起訴を許すべきではありません。憲法（37条「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」）から見て、重大な人権侵害です。

そもそもの問題は、有罪を出した一審で、裁判所が弁護団が申請した証拠・証人をことごとく不採用にするなど、被告人・弁護団の主張を聞かず、検察側に有利な訴訟指揮をとったことにあります。差し戻し審では、被告人・弁護側の求める証拠・証人をきちんと調べることがなによりも必要です。

この事件は、「冤罪」であり、納税者の権利を守って徴税強化に反対する民主商工会の活動の弱体化を狙った弾圧です。断罪されるべきは、無実の禰屋さんを逮捕・起訴し、犯罪をでっち上げた検察・警察と国税当局です。

【要請事項】

検察の責任で差し戻しから4年も放置したことは人権侵害です。弁護団の請求する証拠・証人を採用し、公平・公正な審理で、禰屋さんに無罪判決を出すこと

氏 名	住 所

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355